

鳥取県公報

平成20年6月6日(金) 号外第70号

毎週火·金曜日発行

目 次 ◇ 公 告 鳥取県動物愛護管理推進計画の公表(公園自然課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
◇ 公 〒 鳥取泉動物笈護官理推進計画の公衣(公園日為珠)・・・・・・・・・・・・・	• • • 2
	• • • 2

公

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第6条第1項の規定に基づき、鳥取県動物愛護管 理推進計画を平成20年5月30日に定めたので、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成20年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県動物愛護管理推進計画

目次

I 総論

- 1 動物の愛護及び管理に関する基本的な考え方
- 2 計画の趣旨
- 3 計画期間
- 4 計画の基本的方針
- Ⅱ 鳥取県における動物の愛護及び管理の現状と課題
 - 1 犬・ねこの収容及び引取の状況
 - 2 犬・ねこの返還、譲渡及び殺処分の状況
 - 3 犬・ねこの苦情の通報状況
 - 4 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施状況
 - 5 動物取扱業の登録状況
 - 6 特定動物(危険動物)の飼養状況

Ⅲ 施策別の取組

- 1 県民意識の啓発
- 2 動物愛護管理の協働関係の構築
- 3 動物取扱業の適正化
- 4 災害時の対策
- 5 実験動物の適正な取扱いの推進
- 6 産業動物の適正な取扱いの推進
- 7 動物の愛護及び適正飼養管理に関する普及啓発
- 8 計画の実現及び具体的な目標

I 総論

1 動物の愛護及び管理に関する基本的な考え方

(1) 動物の愛護とは

動物の愛護とは、動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないように取り扱うことや、その習 性を利用して適切に取り扱うことのみではありません。動物を命あるものとして、不当に軽んずることな く大切に思い、一方で、人が動物を利用し、又は殺処分している現実を受け止め、動物に対する感謝と畏 敬の念を抱き、接することが必要です。

そのことが、動物のみならず、人も含めた生命尊重、友愛、平和の情操の涵養に資するものであるとい えます。

(2) 動物の管理とは

昨今、動物の鳴き声や糞尿等による迷惑が原因となり、住民間でのトラブルとなる事例が発生していま す。

動物が、人と一緒に生活する存在として万人に受け入れられるためには、動物と社会との関わりを十分

考慮した上で、その飼養及び保管を適切に行うことが求められます。動物の所有者等は、動物がそのよう なトラブルの原因となりうることを認識した上で、人の生命、身体又は財産を侵害することのないよう、 適切な管理を行うという社会的責任を十分に自覚し、実行することが必要です。

(3) 人と動物がより良く暮らしていくために

人が動物に対して抱く意識及び感情は千差万別であり、それら個々人の動物の愛護及び管理に関する考 え方を統一することは不可能と考えられます。

しかしながら、人と動物が一緒に暮らしていくためには、共通して適用される社会的規範としての動物 の愛護及び管理の考え方が求められます。

そのため、人と動物がお互いに安全、快適である生活環境を目指し、本県の風土や社会的実情を踏まえ た動物の愛護及び管理の考え方を、県民の合意の基に形成していくことが必要です。

2 計画の趣旨

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」とい う。) 第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、今後の本県における動物の愛護及び管理に関して 県・市町村・関係機関・県民の取組の今後の目標及び具体的方策を明確にし、共通意識をもって相互に連携 していくための指針です。

なお、本計画における動物とは、動物愛護管理法に規定される愛護動物であり、野生動物については、鳥 獣保護事業計画によってその取扱いに関する指針が定められていることから、本計画の対象としないことと します。

3 計画期間

本計画の適用期間は、平成20年5月30日から平成30年3月31日までの概ね10年間とし、施行の概ね5年後 に当たる平成24年度を目途として、計画の執行状況の確認と目標の再検討を行うこととします。

4 計画の基本方針

1の「動物の愛護及び管理に関する基本的な考え方」を基に、本計画の基本方針を、次のとおり設定しま す。

(1) 動物の愛護精神と適正飼養管理に係る普及啓発

動物を命あるものとして大切に思い、感謝と畏敬の念を抱いて、接する動物愛護の精神と、人と一緒に 生活する存在として万人に受け入れられるために必要となる、人の生命、身体又は財産を侵害することの ないような適切な管理について、市町村、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア、動物取扱業 者、学校教育機関等の関係者の連携協力の下、動物の飼い主を始め、社会の中で動物と関わりを持つ県民 すべてに対して、積極的に普及啓発活動を行うことで、県民意識への浸透を図り、人と動物がお互いに安 全かつ快適に暮らせる生活環境を確保するために必要な合意の形成を目指します。

(2) 計画の実行を支える基盤の整備

市町村、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア、動物取扱業者、学校教育機関等の関係者が 連携協力する体制を整備することが、本計画実行の基盤となります。そのため、関係者各々の役割を明確 にし、それぞれの活動を充実させることで、実施体制のより一層の強化を図ります。

ア関係者の役割

(ア) 県

本計画の推進に係る施策の実施や、関係者間の調整等の役割を担います。

(イ) 市町村

県と連携し、地域への計画の普及や取組の推進を図ります。

(ウ) 県獣医師会

専門的知見を有する公益的団体とし、計画の推進を図るとともに、会員開業獣医師を通じて飼い主 への適正な助言を行います。

(工) 動物愛護団体

動物愛護管理の推進のため、一般県民の熱意や行動力の集約、行政の施策への協力、飼い主等への

支援を行います。

(オ) ボランティア

地域における日々の活動の継続により、行政の施策への協力、飼い主等への支援を行います。

(カ) 動物取扱業者

飼育希望者や飼育者に対し、知識及び情報の提供や普及啓発を行います。

(キ) 学校教育機関

学校飼育動物の適正飼養管理はもとより、児童又は生徒に対する動物愛護教育を行います。

(ク) 動物の飼い主

動物の愛護や適正飼養管理について、飼い主としての責任を果たします。

(ケ) 県民

人と動物が共生する地域社会実現のため、必要な協力を行います。

イ 関係者による連携や協力

動物に関わる者すべてが、各々の役割を自覚し、相互に連携しながら実行することで、計画を円滑 に実施し、目的を達成します。

Ⅱ 鳥取県における動物の愛護及び管理の現状と課題

1 犬・ねこの収容及び引取の状況

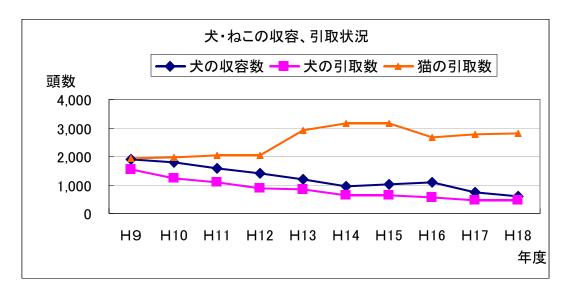
犬の収容及び引取数は減少傾向にあり、平成18年度は10年前(平成9年度)の約30パーセントとなる一方 で、ねこについては10年前から増加し、ピーク時には年間3,200頭近くまで増加し、現在は2,000頭台後半で 推移しています。

引取数については、平成19年10月から導入した「引取り有料化」の効果が期待されますが、今後も終生飼 養及び不妊・去勢手術等の繁殖制限措置について、動物の飼育者や飼育希望者に対し普及啓発を行う必要が あります。

また、ねこの場合、所有者の判明しないねこの拾得者等からの引取数が半分以上を占めており、終生飼養 や繁殖制限措置と併せて、屋内飼養や所有者明示措置の推進を図っていくことや、所有者のいない野良ねこ の対策についても検討していくことが必要です。

【犬・ねこの収容数及び引取数(平成9年度~平成18年度)】

	Н9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
犬の収容数	1, 912	1, 773	1, 566	1, 392	1, 207	932	1, 021	1, 075	743	598
犬の引取数	1, 555	1, 233	1,096	880	854	644	633	555	466	473
ねこの収容・引取数	1, 926	1, 960	2, 052	2, 038	2, 911	3, 151	3, 170	2, 664	2, 783	2, 813



【犬・ねこの引取状況(平成18年度)】

	成犬	子犬	成ねこ	子ねこ	合計
所有者からの引取	326	122	167	757	1, 372
所有者の判明しない引取	4	21	224	1, 352	1, 601
合計	330	143	391	2, 109	2, 973

2 犬・ねこの返還、譲渡及び殺処分の状況

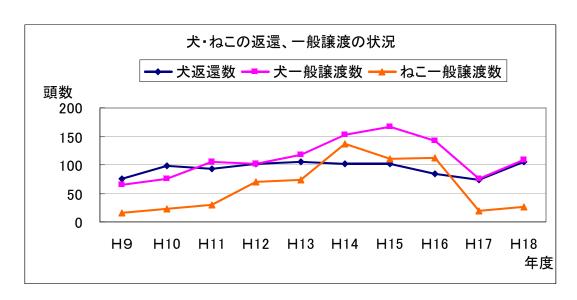
県で収容した犬のうち所有者へ返還した頭数は、近年大きな変動はなく、年間90頭前後で推移していま す。新たに飼養を希望する方へ譲渡した頭数は、平成13年度から平成15年度に一時的に増加していますが、 これは、ホームページにおいて新たな飼い主の募集を始めたり、マス・メディアに取り上げられたことが要 因と考えられます。しかしながら、その後減少し、平成18年度は、犬が約100頭、ねこが20頭前後となっ ています。

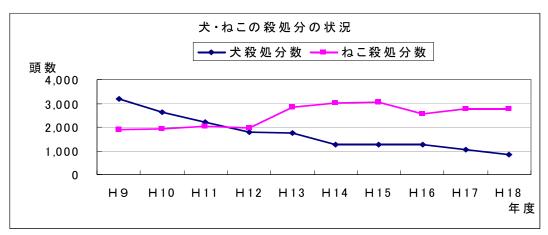
殺処分頭数の削減のためには、収容及び引取頭数の削減を図るとともに、所有者明示措置の普及啓発や収 容動物譲渡を推進し、返還や譲渡の頭数を増加させることが必要です。

【犬・ねこの返還数、譲渡数、殺処分数(平成9年度~平成18年度)】

		Н9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
	返還数	75	98	93	102	105	101	101	84	73	106
犬	一般譲渡数	65	76	106	101	118	152	167	142	75	109
	他の譲渡数	128	209	237	274	69	68	108	144	0	0
	殺処分数	3, 199	2, 623	2, 226	1, 795	1, 769	1, 255	1, 278	1, 260	1, 061	856
ね	一般譲渡数	9	15	24	20	41	71	53	26	19	27
	他の譲渡数	7	7	6	51	32	66	57	86	0	0
٢	殺処分数	1, 910	1, 938	2, 022	1, 967	2, 838	3, 014	3, 060	2, 552	2, 764	2, 786

※他の譲渡数は、実験動物としての譲渡数。平成17年度以降、中止。





3 犬・ねこの苦情の通報状況

犬に関する苦情等の通報件数は減少傾向にあり、平成18年度は10年前(平成9年度)の70パーセントとな っています。減少しているのは野犬に関する通報件数であり、飼い犬に関する通報件数は、およそ700件~ 800件で推移しています。

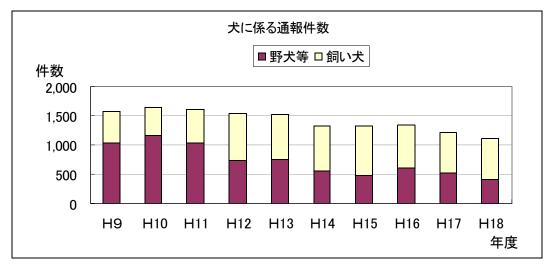
ねこに関する苦情等の通報件数については、記録が少ないものの、ここ3年間でも明らかに増加傾向にあ ります。

今後、犬の飼い主に対し、適正飼養管理について一層徹底していくことが必要です。また、野犬に関する 通報件数や捕獲頭数は減少傾向にありますが、依然として野犬や放し飼いの犬による咬傷事故が発生してい ます。平成15年度には、理由は分かりませんが、1年間で63件もの咬傷事故が報告されています。咬傷事故 の発生を防止するため、遺棄の防止や係留義務についての普及啓発や指導を継続していく必要があります。

ねこについても同様に、適正飼養管理の徹底が必要ですが、飼い主のいない野良ねこへの餌やりなどに起 因する苦情等も少なくないため、これに対する取組も必要です。

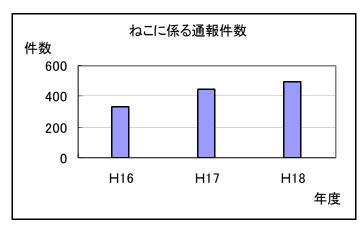
【犬に係る通報件数(平成9年度~平成18年度)】

	Н9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
犬に係る通報件数	1, 569	1, 648	1, 609	1, 538	1, 522	1, 328	1, 314	1, 336	1, 222	1, 105
(野犬等)	1, 028	1, 158	1, 030	736	748	547	481	616	510	412
(飼い犬)	541	490	579	802	774	781	833	720	712	693



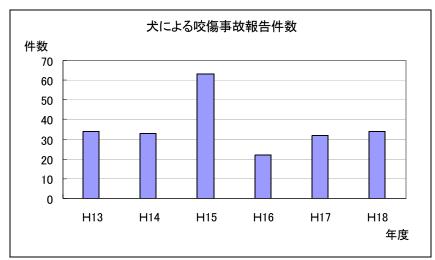
【ねこに係る通報件数(平成16年度~平成18年度)】

	H16	H17	H18
ねこに係る通報件数	331	447	496



【犬による咬傷事故報告数(平成13年度~平成18年度)】

	H13	H14	H15	H16	H17	H18
犬による咬傷事故報告数	34	33	63	22	32	34



4 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施状況

犬の所有者には、市町村での飼い犬の登録と、年1回の狂犬病予防注射の接種等が、狂犬病予防法で義務 付けられています。狂犬病は、万一発生し蔓延した場合、犬のみならず人にも重大な被害をもたらすおそろ しい病気です。

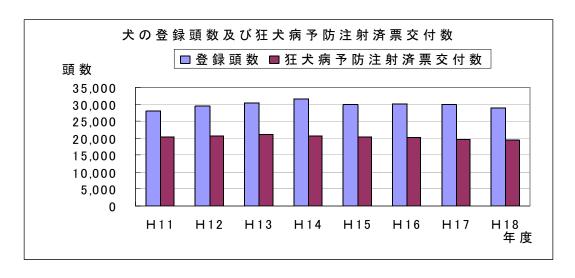
狂犬病の蔓延を防ぐためのこうした義務を果たすことは、動物愛護管理法や県条例で定められている動物 の健康及び安全の保持や動物による人の生命、身体及び財産の侵害の防止といった動物の所有者の責務を果 たすことでもあります。

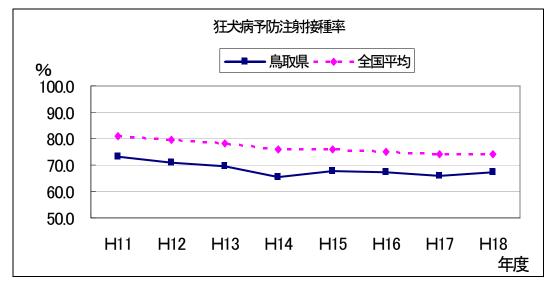
しかし、本県の登録犬のうち、狂犬病予防注射の接種を受け、市町村窓口で注射済票の交付を受けている 大の割合は、全国平均を下回り続けており、その値は、万一狂犬病が発生した場合にその蔓延を防ぐことが できる目安とされている70パーセントをも下回っていることから、狂犬病予防注射接種率の向上対策は急務 であるといえます。

また、必ずしも飼い犬の登録が徹底されているとはいえません。登録率が下がれば、実際に狂犬病予防注 射の接種を受けている犬の割合も下がると思われるので、飼い犬の登録を推進することも、狂犬病対策の重 要な課題です。

【犬の登録頭数及び狂犬病予防注射済票交付数(平成11年度~平成18年度)】

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
犬の登録頭数	28, 027	29, 370	30, 315	31, 659	29, 989	30, 025	29, 980	28, 850
狂犬病予防注射済票交付数	20, 533	20, 764	21, 133	20, 755	20, 356	20, 216	19, 691	19, 353
狂犬病予防注射接種率(%)	73. 3	70. 0	69. 7	65. 6	67. 9	67.3	65.8	67. 1





5 動物取扱業の登録状況

動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示によって営利を得る動物取扱業者は、動物愛護管理法により、県 知事の登録を受けることが義務付けられています。

県内の動物取扱業者の登録件数は、平成19年9月1日現在、業種別では163件あり、施設数は122件となっ ています。

近年、動物取扱業者において、社会問題として全国的に大きく取り上げられるような事案も発生していま す。本県でも、これまでに動物取扱業に関係した問題が発生しており、悪質な業者を排除し、取り扱う動物 について適切な飼養管理が行われるようにすることを目的として、引続き監視や指導を的確に行っていくこ とが必要です。

また、動物取扱業者は動物の所有者との接点が多いことから、適正飼養管理等について、動物取扱業者を 通じて動物の所有者へ効果的に働きかけていくことが必要です。

【動物取扱業者登録数(平成19年9月1日現在)】

動物取扱業者施設数		動物取扱業業種別登録件数							
到初以仅未 1 他 以	販売	保管	貸出し	訓練	展示	合計			
122	72	58	5	13	15	163			

6 特定動物(危険動物)の飼養状況

動物愛護管理法で指定された特定動物(危険な動物)を飼養し、又は保管する場合は、県知事の許可を受 けなければなりません。

県内では、平成19年9月1日現在で、ニホンザル71頭、サバンナモンキー4頭、ワニガメ1匹、ボアコン ストリクター19匹の計95頭(匹)が、10施設で飼養されており、定期的に監視及び指導を行っています。

特定動物(危険動物)については、人への危害防止の観点から、災害時等の対応も想定しながら、普段か ら適正な管理を徹底することが求められており、県としても、これを踏まえた監視及び指導を行っていくこ とが必要です。

【特定動物飼養施設数及び飼養数(平成19年9月1日現在)】

二木ン	ニホンザル		ニホンザル サバンナモンキー		ワニ	ガメ	ボアコンストリクター		
施設数	飼養数	施設数	施設数 飼養数 施設数 飼養		飼養数	施設数	飼養数		
5	71	1	4	1	1	4	1 9		

Ⅲ 施策別の取組

1 県民意識の啓発

動物の愛護及び飼養管理については、全国的には、未だに一部で遺棄や虐待の事例が報告されており、本 県においても、放し飼いや鳴き声、餌やり等の飼養管理に関する県民からの通報や苦情があります。また、 県で収容したり引取った犬やねこのうち、殺処分されるものも少なくありません。

このような問題を無くすためには、動物の愛護精神と適正な飼養管理に関する意識を県民全体に浸透させ ることが不可欠であり、これを具現化するため、以下の取組を行っていきます。

(1) 終生飼養の徹底と動物愛護精神の浸透

ア 終生飼養及び不妊去勢手術の実施について、県民全体への普及啓発及び個別の指導、助言に努め、よ り効果的な取組について検討します。

イ 引取数の削減とともに、広報の充実や民間団体との連携による返還率及び譲渡率の向上を図り、殺処 分数を削減します。

ウ 遺棄や虐待の事例を確認した際には厳格に対応するとともに、県民からの通報体制を確立し、遺棄や 虐待の発生を防止します。

(2) 動物の健康や安全の保持と動物による人への危害や迷惑行為の防止

ア 動物の適正な飼養や管理方法(しつけ)について、動物愛護管理法、鳥取県動物の愛護及び管理に関 する条例(平成13年鳥取県条例第48号。以下「動物愛護管理条例」という。)、家庭動物の飼養及び保 管に関する基準(平成14年環境省告示第37号)に基づく「動物の所有者又は占有者の責務」や「動物の 所有者の遵守事項」について周知を徹底します。

- イ 所有者の不明な動物(特に野良ねこ)の適正管理について、専門家や動物愛護団体、地域住民等の意 見を踏まえ、効果的な対策を検討します。
- ウ 家庭動物の適正な飼養や所有者の不明な動物(特に野良ねこ)の適正管理のあり方等について、専門 家や動物愛護団体、地域住民等の意見を踏まえ、動物の愛護と管理が両立できるガイドラインを作成し
- エ 市町村、県獣医師会と連携し、広報やダイレクトメール等を通じて、飼い犬の登録や狂犬病予防注射 の接種の徹底を図ります。
- オ 飼い主の高齢化に伴う動物飼養に関する様々な問題に対しサポートできる体制について、検討しま

(3) 所有者明示措置の推進

環境省が示した「家庭動物の飼養及び保管に関する基準」に基づき、所有者に対し、所有する動物への 名札やマイクロチップ等の装着を促すとともに、逸走動物の所有者への返還率の向上や、所有者としての 自覚を促すことによる遺棄の防止を図ります。

2 動物愛護管理の協働関係の構築

県民への動物の愛護精神と適正飼養管理に関する意識の普及には、行政だけでなく、民間の力が欠かせま せん。今後、民間での適切な活動が積極的に行われ、その力を活かしながら、連携協力していけるような取 組が必要です。

(1) 民間活動の育成及び支援

民間で動物愛護の活動を行っている個人、団体の把握に努めるとともに、適宜意見交換を行いながら、 適切な活動の促進を図ります。また、地域や学校等で活動を行い、動物愛護管理の普及啓発の核となる民 間のボランティアや団体等について、積極的な活動が適切に行われるよう支援します。

(2) 民間との連携協力

民間ボランティアや動物愛護団体等と連携協力して、動物愛護管理の推進に取り組みます。その具体的 手法の一つとして、動物愛護推進員としての委嘱を行い、適正飼養に係る相談対応や譲渡の推進等に連携 協力して取り組みます。

(3) 動物愛護推進協議会

民間意見のとりまとめや施策への提言、動物愛護推進員の推薦など、関係機関・団体等による動物愛護 管理に関する協議・連携の場として、動物愛護推進協議会を設置します。

3 動物取扱業の適正化

平成18年6月に改正施行された動物愛護管理法において、動物取扱業に関して、悪質業者の排除と施設や 管理方法等の適正化を目的とした細やかな規定が定められました。

それらの規定に基づき、動物取扱業者において、動物の愛護及び適正飼養管理の実行が確保されるのみな らず、社会全体に対する動物愛護管理の啓発窓口としての役割が果たされることを期待して、以下の取組を 行っていきます。

(1) 法の基準遵守による動物取扱業者の水準向上

動物取扱責任者研修の充実化、各業者の営業状況の細やかな確認を行うとともに、法の基準を周知徹底 し、業界全体の水準向上を目指します。

(2) 県民による通報体制の充実

顧客側である県民に対し、法制度(動物取扱業者が遵守すべき基準)と通報窓口を周知し、違法営業等 の監督体制の充実を図ります。

4 災害時の対策

近年、全国各地で地震等の緊急災害時において、放浪動物等の収容や負傷動物の治療などの動物救護対策 が、地域住民、行政、獣医師会、動物愛護団体などの関係者の連携協力により行われるようになってきまし た。

本県においても、緊急災害が発生したときに迅速な対応がとれるようにするため、以下の取組を行ってい きます。

(1) 地域防災計画に基づく対策の実施体制整備

ア 人の生命や身体を侵害するおそれが高い危険な動物 (特定動物、犬) について、被災時の保管状況の 確認や逸走時の捕獲等の対応を迅速に行うための体制を整備します。

イ 既存の収容施設で対応できない場合の仮設収容施設の設置について、市町村の協力を得ながら、その 実施体制を整備します。

(2) 災害時における動物の救護体制の整備

放浪犬及び負傷動物の収容と治療、被災地に取り残された飼育動物の保護と管理について、市町村、県 獣医師会、動物愛護団体など関係者との連携により、実施体制を整備します。

(3) 飼育動物の所有者への周知

動物の所有者に対し、災害が発生した際に重要となる逸走防止措置や所有者明示措置等の実施と、非常 用ペットフードの備蓄や被災時の飼養動物の管理方法等、被災に対する備えについて、普及啓発を推進し ます。

5 実験動物の適正な取扱いの推進

実験動物の飼養管理等については、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環 境省告示第88号。以下「実験動物飼養保管等基準」という。)において、自主管理を基本として適正化を図 るための基準が示されています。

その中でも、代替法の活用:Replacement、使用数の削減:Reduction、苦痛の軽減:Refinementのいわゆ る「3Rの原則」は、実験動物の取扱いの基本的考え方として、科学上の利用の目的を達することができる 範囲において遵守することが求められており、本県においても、その周知徹底を図ることが必要です。

(1) 実験動物取扱い施設の把握

県内において実験動物を用いて研究等を行い、その飼養保管を行っている施設について、実態の把握に 努めます。

(2) 実験動物の適正飼養管理の周知

県内で実験動物を取り扱う施設に対し、実験動物飼養保管等基準の内容について周知を図り、「3Rの 原則」の遵守を求めていきます。

6 産業動物の適正な取扱いの推進

動物愛護管理法では、産業動物も愛護動物として適正に取り扱うことが求められており、産業動物の飼養 及び保管に関する基準(昭和62年総理府告示第22号)において、そのために必要な基準が示されています。 本県でも産業動物についても、命あるものとして、過度の苦痛を与えたり、周辺住民等の生活環境に支障 を生じさせることのないよう、適正飼養管理について、その管理者及び飼養者への周知を図ります。

動物の愛護及び適正飼養管理に関する普及啓発

動物の愛護及び適正飼養管理に関する全ての取組の効果をより大きなものにするためには、あらゆる機会 や手段により、関係者の協力を得て、広く普及啓発のための広報活動や教育活動を行っていくことが必要で

(1) 学校等における教育活動の推進

県では、平成13年度から、小学校等で動物とのふれあい方や飼育動物の適正管理、動物由来感染症の予 防に関する知識の普及啓発を行う「動物ふれあい教室」を、動物愛護団体と連携して実施してきました。

今後も、関係者との連携協力の下、学校や地域等において、動物の愛護精神と適正飼養管理に関する意 識を啓発する活動が実施されるよう取り組んでいくとともに、教育委員会、獣医師会など関係者と連携 し、小学校や幼稚園、保育所等における飼育動物の適正な飼養管理をサポートする取組についても検討し ていきます。

(2) 関係者の連携協力の下での広報活動の推進

県では、これまでも市町村や県獣医師会等の関係団体の協力を得て、また、適宜マス・メディアを利用

して動物の愛護及び管理に関する広報を行ってきました。

また、動物の愛護及び適正飼養管理を啓発するポスター及びリーフレットについては、市町村、動物病 院、動物取扱業者など関係者の協力を得て、動物の飼い主や、これから飼うことを希望している方等に広 く配布しているところです。

今後も、関係者との連携協力の下、本計画を実行していくために必要な広報活動を推進していきます。 特に、インターネットについては年々重要度が増しており、各総合事務所も含めて県の動物愛護管理のホ ームページについて、内容の充実と迅速な情報の更新に努めていきます。

8 計画の実現及び具体的な目標

本計画の最大の目標は、県民に動物の愛護及び管理に関する基本的な考え方が浸透し、人と動物がより良 く暮らしていける社会を創ることです。

その実現のためには、関係者の連携協力は欠かせないものであり、いかに民間活動を盛り上げ、協働関係 を構築していくかが重要です。本計画は、その点に主眼をおいて策定したものですが、個別の取組も、これ に十分留意しながら、実行していくことが必要です。

また、本計画の達成状況の検証には、客観的な判断が可能となる具体的な数値目標も必要です。そこで、 動物の愛護及び適正飼養管理の重要な目標である終生飼養とみだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の 推進の効果が反映される「犬及びねこの引取頭数」について、具体的な数値目標を定めます。

今後10年間の具体的な目標は、犬及びねこの引取頭数を、平成18年度から半減させることとします。

10年間の具体的目標

【犬及びねこの引取頭数】

(平成18年度)

(平成29年度)

2,973頭

1,500頭